

# 一般社団法人那須野ヶ原青年会議所

## 運営規程

### 第1章 目的

第1条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営等に関する事項を規程する。

### 第2章 会議

第2条 本会議所は、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) その他必要な会議

第3条 本会議所は、定款第20条の規程に基づき総会を開催する。

第4条 本会議所は、定款第30条の規程に基づき理事会を開催する。

第5条 第2条に定める会議の開催における設営、及び、資料並びに議事録の作成などは、総務等に関する業務を担当する委員会がこれに当たる。

### 第3章 例会

第6条 会議所は、定款第37条の規程に基づき毎月1回以上の例会を開催する。ただし、総会の行なわれる月はこの限りでない。

第7条 例会は担当委員会が本会議所の目的達成に必要な事項の発表の場、実践の場、啓蒙の場として使用することができる。

第8条 理事は、事業及び例会終了後速やかに報告書を作成し、担当副理事長を経て理事会に提出する。

### 第4章 出席の義務

第9条 3ヶ月毎に正会員の出席率を発表し年間出席率の最低限度を60%とする。実質出席率とは、総会、例会の出席率を言い、理事長の場合は、理事会の出席率も含む。

- 2 JC関係の公務のためにあらかじめ届出て総会、例会、委員会、および理事会に欠席した場合は出席したものとして扱う。

### 第5章 組織

第10条 本会議所は、会の運営を円滑にするための室、定款第38条に基づく委員会、特別委員会等の組織を構成することができる。

- 2 委員会は、委員長1人及び委員若干名をもって構成する。

- 3 委員長は理事(定款第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる役員を除く。)のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は正会員(同項第 1 号から第 3 号までに掲げる役員を除く。次項において同じ。)のうちから推薦し、理事会においてこれを選任する。
- 4 正会員は、原則として全員いずれかの委員会に所属しなければならない。
- 5 室には室長を置き、室長は各委員長を統率する。
- 6 室長の選任に当たっては、第 3 項を準用する。

第 11 条 理事長は、次に掲げる業務分掌を選択して組織を構成することができる。

(1) 総務に関する業務

- イ 事務局及び財務の管理
- ロ 総会、理事会、例会開催に関する事
- ハ 会費の徴収
- ニ 会員名簿の完備
- ホ 褒賞、表彰、慶弔に関する事
- ヘ 事業計画、事業報告書、収支予算書、決算書等の総会議案書作成
- ト 定款諸規程に関する事
- チ 物品備品の保管、管理に関する事
- リ 各委員会の連絡調整事務及びその他各委員会に属さない事項
- ヌ 会報の発行
- ル 青年会議所活動の対外的 PR 及び、報道関係への連絡
- ヲ 会員の入退会手続きに関する事
- ワ 各種会合への参加奨励

(2) 会員開発に関する業務

- イ 自己啓発、会員開発、経営者開発に関する事
- ロ 議事法及び実践指導力の徹底
- ハ 指導力、経営開発プログラムの指導及び展開
- ニ 出席率向上に関する事
- ホ 会員相互の親睦と友情に関する事
- ヘ 家族会の開催など、会員家族間の親睦をはかる事
- ト 新入会員の育成
- チ 会員拡大に関する事
- リ 他青年会議所との交流

(3) まちづくりに関する業務

- イ 地域社会に関する事
- ロ 社会福祉に関する事

- ハ 交通、公害問題に関する事
- ニ 国家、社会問題に関する事
- ホ 青少年の健全育成に関する事
- ヘ 地域諸団体との交流
- ト 国際交流に関する事
- チ 産業及び経済事業の研究に関する事

(4) 特別な事業に関する業務

- イ 本会議所の長期展望に関する事
  - ロ 周年事業に関する事
  - ハ LOM全体事業に関する事
- 2 理事長は、その他必要に応じて業務を増減する事が出来る

## 第6章 オリエンテーション

第12条 本会議所は、会員の入会に先立ちオリエンテーションを実施する。

- 2 前項の実施は、理事長が選任した理事が行なうものとする。
- 3 第1項の実施方法は、理事長が選任した理事がその都度会員の管理を担当する委員会及び会員拡大を担当する委員会の意見を聞き、現状を鑑み適切な方法を検討する。

## 第7章 服装

第13条 正会員は、総会、例会及びそれに準ずる会合に出席する際、原則として男性の場合は背広、ネクタイ、ネームプレート及びJCバッヂを身に付ける事を必要とする。また、女性の場合はそれに準ずるものとする。

## 第8章 褒賞

第14条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に功績のあった会員、委員会に対して理事会の決定により褒賞を行う事が出来る。

第15条 本会議所は、総会並びに、例会の出席率100%の会員を褒賞する。

## 細則

第16条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

## 附則

- 1 本規程は平成25年1月16日から適用とする。